

# インドシナ諸国の変貌にみるメガFTA及び国際通商秩序

Mega-FTAs and the international trade order from the viewpoint of the transformation of the Indochina countries

川 島 哲  
Satoshi KAWASHIMA

## <目 次>

はじめに

1 我が国の通商政策と東南アジア諸国の現状

1-1 地域統合の段階

1-2 東南アジア諸国の現状

1-3 地域連携等についての先行研究

2. TPP（環太平洋経済連携協定）RCEP（東アジア包括的経済連携協定）

おわりに

## はじめに

本稿においては、劇的に変化するインドシナ諸国における今後を考察する意味でのひとつの手がかりをえるため、変化の背景にあるものはどのような要因があるのかを洗い出し、またその要因を考察する上でどのような方策が考えられるのかを主たる問題関心とする。そのひとつの手がかりとして考えられる地域連携というキーワードで検討してみたい。

インドシナ諸国は東南アジアの一部を構成する国々であるが、政治的には中国、日本、韓国等の政治的影響を大きく受けている。南シナ海の問題ひとつあげても中国と対峙している国、中国寄りの国と政治的には一枚岩とはなっていない。また、政治大国である中国とは経済的援助をはじめ命脈を握られ態度表明をできていない現状がある。これは、東南アジア諸国が経済発展を目指すなかで経済的援助を受ける中国にいわば遠慮せざるを得ない関係が現状としてある。逆に中国からみれば米国以外の国は脅威とはなりえないという意識もあることは想像するに難くない。しかし、今後インドシナ諸国をはじめ東南アジア諸国が中国の顔色をうかがうばかりで自主的方向性を見出しえなければ存在感を示すことは困難である。例えばカンボジア、ラオスなどは親中国のスタンスであり反中のベトナム、フィリピン、インドネシア等といかにまとまりえるのかという問題がある。

フィリピンはアキノ（Benigno S. Aquino III）前大統

領時代には反中であった。南シナ海の問題への対処から四半世紀ぶりにクラーク空軍基地、スービック海軍基地に米軍を再駐留させる計画もある。しかし、ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）新大統領のスタンスが不明瞭である。また麻薬対策に対してのオバマ（Barack Hussein Obama Jr.）米大統領の懸念に対するドゥテルテ新大統領が発した侮蔑的ともいえる発言から2016年9月6日に予定されていた米国フィリピン首脳会談は急きょキャンセルされた。今後米フィリピンの関係に微妙に影響してくると考えられる。

このような政治的環境の中、経済的にはいかなる方向性が見いだせるのかを考える。

まず、新聞報道等からインドシナ諸国をはじめ東南アジアの状況がいかに変化しているのか、そして我が国をはじめ域外諸国がいかなる形で関与しているのかを考察する。

例えば、ミャンマーをみても2011年の民政移管後に大きく変貌している。それは社会のみならず経済面においても顕著である。その証左としての現実の姿をまずとらえてみる。

具体的には経済特区（ティラワ、ダウエー、チャオピューー）、外銀への銀行免許の付与、外資法等の改正といった形で進んでいる。規制緩和も進んでいる。

このような状況のなか域外諸国はどのような進出を行っているのかは、新聞記事等からうかがえる。これらについて第一に検討していく。

それに加え、第二に制度面でいかに地域連携が行われて

いるのか、そして先行研究との関連ではいかなる問題点が考えられるのかについて検討する。

具体的にはFTA・EPAのみならずいわゆるメガFTAと呼ばれるTPP、RCEP等が21世紀に入ってから大きな経済要因となっていることは周知の事実である。これは戦後のGATT・WTOの体制への大きな問いかけとも言い換えることができる。

それはひいてはFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏：Free Trade Area of the Asia-Pacific）への道筋となるゆえである。そのための課題をピックアップしてみる。

そして、そこにいかにWTOが関わり今後の課題としてなげられるのかを検討していく。

## 1 我が国の通商政策と東南アジア諸国の現状

### 1-1 地域統合の段階

まず、地域統合の段階論としてのバラッサ（Béla Balassa）から我が国に関していかなる通商戦略が行われまた、今後行われていくのかを考察していく。

高橋俊樹（2016）によれば、我が国の通商戦略は、バラッサの分類（第1の段階である物やサービスの自由化（FTA等の自由貿易協定）、第2の段階である関税同盟（域外に関しての共通関税）、第3の段階は物・サービスや人・資本などの自由な移動を達成する共同市場の創設、第4の段階である通貨統合を含む経済政策の調整を求める経済同盟、第5の段階である経済政策を統一するための超国家機関の設置が必要とされる完全な経済統合）が説く関税同盟や通貨統合、共通の財政・金融政策を含む東アジアの経済統合を目指すよりも、現時点ではTPPを始め日中韓FTAやRCEPのようなFTAの枠組みの中で、関税・非関税措置やサービス、及び人や資本などの自由化を進めた方が現実的と考えられる。

地域貿易協定（RTA：Regional Trade Agreement）と、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）という用語の関係に関しては、RTAとは、FTAと関税同盟（Customs Union）との総称である。FTAとは、関税及びその他の制限的な通商規則を、実質上のすべての貿易について取り除くことにより、一定地域内の貿易を自由化するものである。関税同盟とは、域内の関税及びその他の制限的な通商規則を、実質上のすべての貿易について撤廃すると同時に行う。各締約国が域外から輸入する商品に対する関税その他の通商規則を実質的に同一にするものである。RTAは、WTO協定においては最恵国待遇（MFN：Most-Favored-Nation Treatment）原則の例外として認められているが、MFN原則の空洞化を防ぐために、RTAを設ける際に満たすべき要件が、モノの貿易についてはGATT第24条において、サービス貿易についてはGATS第5条においてそれぞれ定められている。（経済産業省HP [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/negotiation/rta/rta.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/negotiation/rta/rta.html)）

より広域的な市場開放を進める方向を目指す方が、東アジア地域におけるサプライチェーンの形成に有利であると思われる。この意味で、TPPの参加国をより拡大することが望ましい。日本はTPPメンバーの拡大も含めて、日中韓FTAやRCEPなどの東アジアのFTAでより質と自由化率が高い枠組みを追及しなければならない。アジアにおけるTPP参加に関心がある国は、インドネシア、タイ、フィリピン、台湾、韓国にとどまらず、カンボジアまで広がっている。インドネシアの大統領は、各省庁にTPPの研究を指示し何がインドネシアにとってメリットなのかを分野ごとに分析するよう求めたとのことだ。日本はこうした動きと連携し、日中韓FTAやRCEP交渉を有利に展開することが期待される<sup>(注1)</sup>。

### 1-2 東南アジア諸国の現状

では東南アジアの現状はいかなる状況となっているのか。

東南アジア諸国は昨今規制緩和により国内企業のみならず外資等の参入も著しい。

それは、例えばミャンマーなど2011年に民政へ移管した国においても例外ではない。

同国はここ数年の趨勢を垣間見ると最も劇的に変化している国家といっても過言ではないだろう。

経済特区（ティラワ、ダウエー、チャオピュー）をはじめ、外資規制等も緩和あるいは改正を模索している。

ミャンマー外資に関して現状をみってみる。

本年（2016年）6月23日の記事では、  
〈ミャンマー、外資に壁〉

2011年の民主化後、ミャンマーは外資導入を経済成長の根幹と位置づけ、前政権の5年間で投資法制を整備し、累計約280億ドル（2兆9,000億円）の外国投資を獲得した。

近年整備された投資法も一見開放的であるが、事実上の参入規制も多いのが事実である。

外資導入を禁じていた小売業は2014年に規制対象業種を除外されたが、個別企業への投資認可は付与されないままで特に輸入業者は、乱発される商業省の通達でルールが頻繁に変わっていく。

また、新政権にとっては、外資誘致は生命線である。

貧弱な電力インフラなど今後のミャンマーの課題も多い。

これらの投資環境を整備することが外資誘致のカギとなる<sup>(注2)</sup>。

と報じられているが、その2か月後の2016年8月の新聞記事には、

### <ミャンマー、外資規制緩和>

ミャンマー政府は年内に株式取引等に関する外資規制を緩和する。具体的には法律を改正し外資の出資比率が35%未満の企業を国内企業とみなせるようにする。外資による国内企業株式の取得は現状では認められなかったが、改正後は35%を上限として解禁される予定である。外資による土地の長期利用に関しても現状においては投資認可が必要であったが、法律改正後は、外資の少額出資会社は手続きが簡易となる見込みである。

それに加え、海外投資家による証券市場への参加のほか、貿易業等の規制業種への参入に関しても道を開いていく。2016年3月発足のアウン・サン・スー・チー国家顧問主導の新政権のもと外資誘致を加速化させる<sup>(注3)</sup>。

と報じられ、2か月でこのように変化していることがみてとれる。

また、日本との合弁事業においても以下のように報じている。

### <日・ミャンマー連携の果実>

2011年春の民政移管後に開始されたミャンマー及び日本の産業連携が成果を生みつつある。

JFEエンジニアリング及びミャンマー建設省の合弁会社(J&Mスチールソリューションズ)が主力である橋梁の輸出を本格化させている。操業開始から2年で年2万トンに生産能力を上げている。生産額の3割を輸出に向けている。輸出先としては、バングラデシュやスリランカなど近隣諸国の政府開発援助(ODA)案件向けが中心である。

IHIもミャンマー建設省参加の企業と2017年春にコンクリート製品事業の合弁工場を稼働させる予定である。

キリンホールディングスはミャンマーのビール最大手であるミャンマー・ブルワリーと2015年夏、キリン側が株式55%を取得し、増産投資にも着手している。

三菱商事は、ミャンマー複合企業CDSグループ傘下企業と協業する。三菱商事が同グループの食品事業会社に出資しコーヒー製品等の輸出を検討している。

日立製作所及び地場企業の合弁会社も省エネ型変圧器の出荷を開始している。

王子ホールディングスと住友林業は、ミャンマー家具大手と2016年4月にゴム製材品の合弁工場を稼働した<sup>(注4)</sup>。

ミャンマーでは、外銀への銀行免許の付与をはじめ、2011年の民政移管前まである意味「鎖国」状態であったミャンマーは激変していることがみてとれる。

戦後のミャンマーの70年についてマング・マング・ルイン(2016)によれば

ミャンマーの独立から今日までの経済体制の段階区分

は次のように特徴づけることができる。(1)市場経済民主主義政権(1948年～1962年)、(2)社会主義計画経済軍事政権(1962年～1988年)、(3)不完全市場経済軍事政権(1988年～2011年)、(4)市場経済軍事主導民主主義政権(2011年～2016年)、(5)市場経済民主主義政権(2016年4月～)の5つの異なる政治経済体制である。

(1)の独立後のウー・ヌ(U Nu)民主主義政権では政治指導者達の間にはコンセンサスがなく、社会混乱と治安の悪化から、1962年にネ・ウィン(Ne Win)将軍がクーデターを起し、その後1988年まではほぼ四分の一世紀の長きにわたって政権を握ることとなった。(2)と(3)の軍事政権時代には、ミャンマーは、国際的孤立、社会主義経済の非効率性、汚職・賄賂の横行によって最貧国となり、国民の教育水準は低下し、健康状態も悪化し、ミャンマー人の勤勉性と倫理感まで失われた。(4)の元将軍テイン・セイン(Thein Sein)政権の下では、汚職問題が依然として改善せず、開発途上国の経済発展に欠かせない愛国心と道徳心も十分とは言えなかった。しかし、政府開発援助と海外直接投資が増加し、その結果、2011年～2016年の期間、年平均6%～7%の経済成長も達成した。しかし、なお軍事政権の色彩の濃いテイン・セイン政権は国民の信頼と尊敬を得られなかった。2015年の総選挙でアウン・サン・スー・チー(Aung San Suu Kyi)が率いる国民民主連盟に敗北し、2016年4月に民主主義政権が誕生した。市場経済民主主義政権(1948年～1962年)の時代が独立後はほぼ70年を経て復活したのである。市場経済民主主義政権(2016年4月～)はもはや後戻りすることなく着実に前進せねばならない<sup>(注5)</sup>。

このような歴史をみても近年のミャンマーの変貌はアジアのみならず、世界の大きな注目を集めている。

インドシナ諸国においてこのような動向はミャンマーに限らない。ベトナムにおいてもエネルギー関連で以下のような動きがある。我が国も2017年のガス自由化を控え東京ガス等は国内のみならず海外展開のひとつとしてインドシナ諸国をその視野に入れていることがわかる。

### <東ガス、ベトナムで合弁>

東京ガスは、ベトナムのガス市場へ参入する。現地の国営企業(ベトロベトナムガス等)と早ければ2016年7月中にも合弁する。液化天然ガス(LNG)基地建設や、ガス供給網の整備事業参画を目指す。日本国内でも2016年の電力自由化から2017年にはガスの小売自由化と続くなか日本国内の顧客競争激化を見据え、海外事業をひとつの収益源として海外展開の促進が図られていく潮流が起きている<sup>(注6)</sup>。

また、ベトナムにおいては、小売業においても規制緩和を行い国内外の小売企業による競争環境が生まれている。〈小売りに異業種続々 ベトナム、規制緩和が後押し〉

ベトナムの小売市場で現地の異業種企業の進出が相次いでいる。不動産大手のビンググループは2019年までにコンビニエンスストアを1万店出店する計画であり、出店規制の緩和により多店舗展開しやすい環境が整備されてきたことが背景にある。

イオンなど外資系小売企業の進出も相次ぎ、厚みを増す中間層の取り込みをはかる<sup>(注7)</sup>。

では他の東南アジア諸国はいかなる現状となっているのか。エネルギー大国インドネシアにおいては液化天然ガス(LNG)において以下のような動きがある。

〈国際協力銀 1200億円融資へ LNG 三菱商事などの案件 インドネシア〉

国際協力銀行は、三菱商事などがインドネシアで始める液化天然ガス(LNG)の生産プロジェクトに1,200億円を融資する。新興国の需要拡大を見込み国際協力銀行は融資を決定した。国際協力銀行、三菱商事、国際石油開発帝石(INPEX) JXグループなどプロジェクトに参加する日本企業の出資する出資会社が2016年6月30日に契約した<sup>(注8)</sup>。

以上のように新聞報道をみても規制緩和、中間層の勃興、そしてそれをとりまく域内外諸国の進出という面が顕著になっていることがわかる。しかし、その動きはまだ本格化しておらず黎明期という表現が適切な状況である。中間層の勃興ゆえに我が国の企業等が進出をしそのマーケットに注目をしている。これからいかなる状況変化が起こるのか注視せねばならない。

### 1-3 地域連携等についての先行研究

では地域連携についてはいかなる状況となっているのか。

まず、先行研究についてふれる。

「ドミノ理論」とよばれるものがある。

ある地域の貿易協定が締結されると、その域外の国の輸出産業は競争条件上、不利な立場に置かれることになるため、国内における地域貿易協定に対する賛否のバランスが崩れて、地域貿易協定を求める力が強くなり、このために当該地域貿易協定への参加を求めることになる。

仮にこの地域貿易協定に参加できなければ市場アクセス格差によるインバランスの是正を図るため別の国との新たな地域貿易協定の締結を図ることになる。

日本がFTAに熱心になったのは産業界の懸念に根差している。<sup>(注10) (注11)</sup>

付加価値の取り分の大きいところに日本としていかにして比較優位を持てるようにするかが喫緊の課題である。そのために、必要となるのは、高度人材及びグローバル人材養成のための教育政策、そしてそういう人たちを外国人も含めひきつけることができるような魅力的な街づくりなど、通商政策を大きく超える課題を探ることである。

東南アジア諸国間の経済連携も進む。そして日系企業の進出も進む。その進出の際の関税等の利点がどのように生産拠点のシフトに効果をもたらせているのか。メコン川流域開発の進展とも関連づけてみる。

経済連携にはどのような種類のものがあるのか。

ではここで本項においては経済連携の種類等に関して簡単にみていく。

TPP, TTIP, 日欧EPAは先進国間の貿易ルール作り最大の意義がある。これは、TPPのねらいとして指摘されていることであるが、同様のことは、米国及びEUはTTIPにより多国間貿易システムを更に強化するグローバルなルールの発展に貢献すると米欧首脳共同声明でうたっている。

他方、RCEP, 日中韓FTAは、最近30年の間、アジアの事実上の経済統合におけるエンジンとなり国境を超える生産ネットワーク(国際価値連鎖)の拡大及び深化を更に促進させることをその目的としている。

日本としては、この2つのタイプの広域・多国間のFTA・EPAに参加し、そのメリットを最大限に享受するには、次の2つの点に留意すべきである。

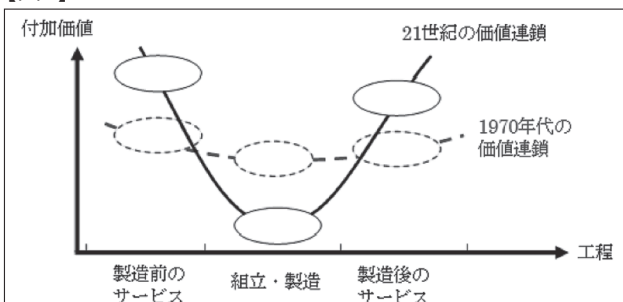
第1に、広域・多国間のFTA・EPAのルールの整合性を欠くことである。

第2に、日本の産業再生、対外経済協力との関連である。そこで重要なことは付加価値が国際価値連鎖の中でどう分配されるかである。ジュネーブ国際問題高等研究所教授のリチャード・ボールドウィン(Richard Baldwin)はこれを「スマイルカーブ」を使用して説明する。スマイルカーブとは、価値連鎖の上流・中流・下流はそれぞれどのくらい付加価値を有しているかを示したものである(図1参照)。

国際価値連鎖の展開には、財、サービス、資本の国境を越えた円滑で効率的なフローを保証する貿易制度が決定的に重要となってくる。多国間・広域のFTA・EPAはそうした貿易制度作りの手段である。しかし、重要なのは、その先のスマイルカーブの中でいかにして付加価値の取り分の大きいところに日本として比較優位を持てるようにするかである。そのために、必要となるのは、高度人材及びグローバル人材養成のための教育政策、そしてそういう人たちを外国人も含めひきつけることができるような魅力的な街づくりなど、通商政策を大きく超える課題があげられる<sup>(注12)</sup>。

「第1のアンバンドリング」：産業単位の国際分業  
 (リカードウ・モデル)  
 ⇒「第2のアンバンドリング」：商品開発, 生産工程, 販売  
 等のすべてがクロスボーダー→On the borderからBehind the borderへ施策重点がシフト  
 ⇒Baldwinの「スマイルカーブ」(価値連鎖)  
 (内閣官房TPP政府対策本部「TPP交渉について」より  
 ([http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/siryoyou/150831ver\\_siryoyou.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/siryoyou/150831ver_siryoyou.pdf)))

【図1】



(出所) Richard Baldwin, “Global supply chains: why they emerged, why they matter, and where they are going” Deborah K.Elms and Patrick Low eds., *Global value chains in a changing world*, WTO publications,2013年, 37ページ。( [https://www.wto.org/english/res\\_e/booksp\\_e/aid4tradeglobalvalue13\\_e.pdf#search='R.+Baldwin+JETRO%2FWTO2013.7'](https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/aid4tradeglobalvalue13_e.pdf#search='R.+Baldwin+JETRO%2FWTO2013.7'))

## 2. TPP (環太平洋経済連携協定) RCEP (東アジア包括的経済連携協定)

21世紀以降FTA等はWTOの遅滞等により補完的に行われてきたが現在においては補完的という表現が適切ではないような現状である。

TPP, RCEPはいわゆるメガFTAと呼ばれている。TPPは2016年2月に協定に署名され批准が待たれる。RCEPは2012年から開始され今後の行方に注目される。

本章においては、メガFTAと呼ばれるTPP, RCEP等を取り上げる。

では以下についてそれぞれを考察していく。

WTOとメガFTAの関わりに関しても考え

ていかねばならないとき近い将来に来ることが予想される。というのは戦後GATT/WTO体制で通商戦略を行ってきたなか、1990年代からはWTOの遅滞等の背景からFTA/EPAがその補完的な存在となってきた。

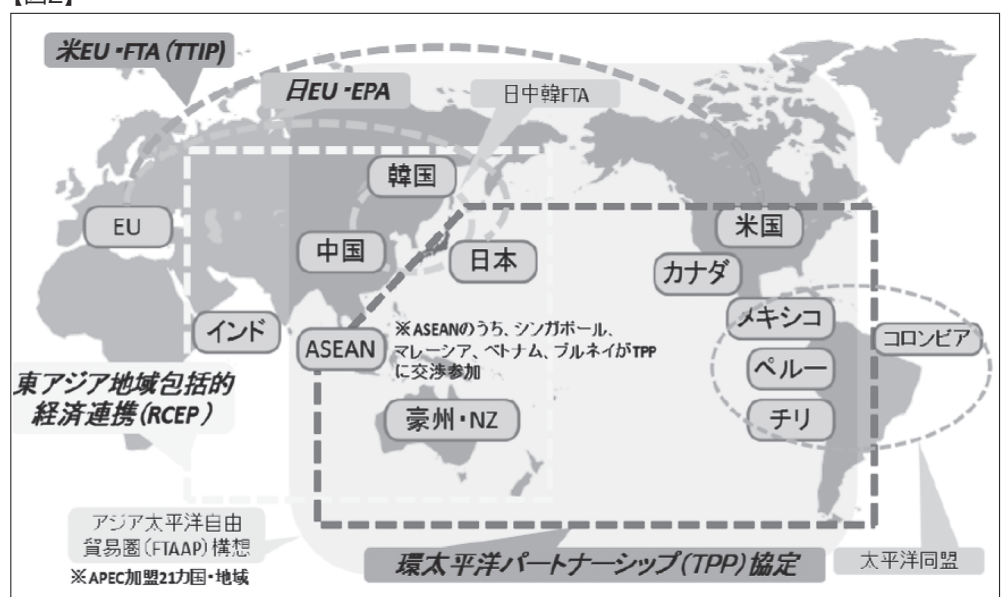
現在はFTA全盛の時代といっても過言ではない。TPPをはじめTTIP (米EU間メガFTA), RCEP (東アジア包括的経済連携協定: ASEAN+6) 等の交渉が行われている。

しかし、松下 (2015) によれば、FTA中心の貿易体制には限界があると考えられる。

FTAはその本質上、二国間あるいは地域的、または複数国間の協定である。それは換言すれば世界的な貿易全体をカバーするものではない。限定的な少数の国家に限られる。

ではFTAがWTOのような組織になるとよいのかといえば、国際交渉は困難になり、組織運営上もWTOの二の舞になる。これは度重なるWTOの閣僚会議の失敗及び停滞をみると明らかである。今後は、WTO体制と各FTAを含むFTA体制の併存が課題となる。この両者の関係をいかに密にし、いかに調整するかが大きな課題である。言い換えればWTOによるFTAネットワークの構築である。ここでの課題は、第一にリーダーシップを誰がとるのか、第二の課題としてメガFTAが形成途上であり進行中であることを鑑みるといつできるのかが不明である。メガFTAが形成され、定着し、制度化の傾向が明確化して問題点の抽出が行われてからということになる<sup>(注13)</sup>。

【図2】



出所：内閣官房TPP政府対策本部「TPP協定交渉について」[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/01/150121ver\\_siryoyou.pdf#search='%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC+%E3%83%A1%E3%82%ACFTA'](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/01/150121ver_siryoyou.pdf#search='%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC+%E3%83%A1%E3%82%ACFTA')

<TPP（環太平洋パートナーシップ;Trans-Pacific Partnership）>

国際貿易とTPPについて考えてみる。

農業に関しては、多くの先進国において保護政策が採用されている。我が国の農業保護の水準は国際的にみると高い水準にある。

OECD（経済協力開発機構）によると、我が国の農業粗収入に対する生産者支持推定量（PSE：内外価格差からみた保護額）の比率は2014年時点で49%である。これはOECD平均の17%の3倍弱にあたる。しかし、そのうち約80%が市場価格支持、主として貿易保護に基づいている。貿易保護は、国産品のみならず、輸入品の価格も上昇させ、消費者に大きな負担をかけるので、それを回避すべく多くの先進国においては各種の国内補助金へ移行したにもかかわらず、我が国は広範な貿易保護を維持してきたのである。

TPP（環太平洋経済連携協定）における我が国の関税撤廃率は95%である。これは他の11か国が99%～100%であるのと比較すると見劣りする。

農産品5品目には貿易障壁が残る。コメは、輸入枠の拡大のみでほとんど影響をうけない。小麦や牛肉には、ゆっくりとした価格低下が見込まれるが、乳製品などには依然として複雑な保護体系が残る。貿易自由化により消費者が受ける恩恵はほとんどない。

農業に対する負の効果はごくわずかである。TPPによる貿易障壁撤廃を明示的に考慮した内閣官房推計によると農林水産物の生産減少額は1,300億～2,100億円となる<sup>(注14)</sup>。

<TPPとRCEP（東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の相違>

ここではTPPとRCEPの相違についてふれてみる。

まず、参加国についてはTPPは12か国（日本、米国、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、ペルー）、RCEPは16か国（ASEAN10か国（シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）+6（日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド））である。TPPには中国及びインドは不参加、RCEPは、インドが参加し米国不参加である。TPPは米国が主導、RCEPはASEANが中心性を原則としている。対象分野においては、TPPが21分野、RCEPは8分野である。TPPの対象分野にありRCEPの対象分野に含まれていないのは、政府調達、労働、環境、規制の調和の4分野である。TPPが知財権の保護強化や国有企業の規制

といった新しいルールづくりを目指す、RCEPにおいてはそれはない<sup>(注15)</sup>。

TPPは、2010年3月に交渉開始、2015年10月合意、2016年2月にTPP協定に署名され、今後は各国の批准を待つ状況である。RCEPは、2012年11月に交渉開始、2015年11月のASEAN首脳会議において2016年内に交渉だけを期待する共同声明が発表されている<sup>(注16)</sup>。

<TPP, RCEPの効果>

TPP及びRCEPはいかなる効果をもたらせるのか。

TPPはRCEPよりアグレッシブに映る。というのは、労働、環境の規制、競争政策、国有企業、知的財産権、インターネット・デジタル経済の規制により高い基準を設けているためである。RCEPは、発展途上国に特別な待遇を約束しているため発展途上国は参加しやすい環境にある。

TPP及びRCEPはルールに基づいて貿易システムのなかで補完的に行われるべきである。

まず第一に、一部のアジア諸国は双方に参加することにより一定の恩恵を受ける。具体的にはマレーシアをはじめASEAN4か国や日本がそれにあたる。

第二に、双方は地域全域にまたがる「アジア太平洋FTA（FTAAP）」に合体できる。

理想的にはTPPの高水準の自由化に併せて、RCEPの発展途上国の事情を考慮した先進国とは異なる待遇及び追加参加を組み合わせた地域全体の協定づくりである<sup>(注17)</sup>。

<RCEP交渉>

RCEP交渉の流れを検討する。

RCEP交渉は2013年5月の第1回会合が行われて以降、2016年6月までに13回開催されている。閣僚会合は2015年8月の第1回以降、2016年8月までに4回開催された。合意目標は2015年末までを予定したが、各国の主張の隔たりが大きいため遅れ、物品貿易のモダリティ（交渉の枠組み）に合意したのは2015年8月の閣僚会議であった。それゆえ、交渉の合意目標は同会議で2016年末に延期された。

RCEPの交渉分野は、「基本指針と目的」によると、物品貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、知的財産、競争、紛争解決の8分野である。RCEPは包括的な協定である。たとえば、標準・強制規格・適合性評価手続き（貿易の技術的障害：TBT）、衛生植物検疫（SPS）、原産地規則、税関手続と貿易円滑化、貿易救済措置は、物品貿易分野に含まれ、電子商取引と中小企業も交渉分野となっている。政府調達と貿易救済措置について第13回交渉会合時点で専門家による協議が続けられている<sup>(注18)</sup>。

TPPの対象分野でRCEPに含まれないのは、国有企業、労働、環境の3分野である<sup>(注19)</sup>。

<FTAAP：アジア太平洋自由貿易圏：Free Trade Area of the Asia-Pacificとは>

メガFTAの行きつくところはFTAAPを目指すという目標がある。

FTAAPは、アジア太平洋地域にAPEC加盟国をメンバーとする広域のFTAを構築し、貿易・投資の自由化と幅広い分野の経済連携を目指す構想である。

TPPは2016年2月に署名が行われ、TPPの発効とRCEPの合意がアジアの経済統合の現在の課題である。RCEPが締結できれば、アジア太平洋FTA（FTAAP）が次の課題となり、TPPとRCEPの統合がその道筋といわれてきた。TPPが発効すれば、TPPに参加表明している国が今後増加することからTPPがFTAAPになる可能性が高い。ただし、高いレベルの自由化に慎重なインドやカンボジア、ラオス、ミャンマーなどの参加は当面は難しい。また、TPPの発効の見通しも米国の大統領候補者2名がTPPに反対しているため不透明である<sup>(注20)</sup>。

TPP（環太平洋経済連携協定）の交渉妥結以降、交渉に参加していなかった多くの国が加入を検討するドミノ効果が始まっている。インドネシアと韓国はTPP交渉が終了した2015年10月に参加希望を表明した。台湾も2016年5月、TPPへの参加に意欲的な新政権が発足した。フィリピン、タイも参加を検討している。

なぜドミノ効果が生じてくるのか。

その理由として、まずあげられるのが貿易転換による負の効果である。特惠関税は参加国からの輸入のみに適用されるので、最恵国待遇ベースの関税との差が大きい場合、輸入元を非参加国から参加国に切り替えられてしまう可能性がある。これを貿易転換という。

第二に、TPPには多くの国が参加しているので、原産地規則が連結され、3か国以上は接続される効率的な生産ネットワークを組むことが容易となる。裏返せば不参加国にとっては不利な状況となる<sup>(注21)</sup>。

## おわりに

本稿においては、まず、インドシナ諸国において劇的な変化をしているミャンマーについてとりあげた。

具体的には経済特区（ティラワ、ダウエー、チャオピューー）、外銀への銀行免許の付与、外資法等の改正といった形で進んでいる。規制緩和も進んでいる。

このような状況のなか域外諸国はどのような進出を行っているのかは、新聞記事等からうかがえる。これらについて第一に検討した。

その特徴として第1に、中間層の勃興があげられる。これは我が国企業等が進出する際のターゲットとなるマーケ

ットである。この層が勃興しているからこそ消費がのぞめる。また平均年齢が20歳台と若い国が多い（国連の「World Population Prospects The 2015 Revision」

<http://esa.un.org/unpd/wpp/>：ミャンマーは2015年で27.9歳）。我が国と異なり少子高齢化ではなく、換言すれば「多子低齢化」ともいえる国の姿が経済成長とともに魅力的なマーケットとなっている。

例えば、我が国からの公的援助という点に関しては、2016年9月7日の東アジア首脳会議において、安倍首相はミャンマー国家顧問兼外相のアウン・サン・スー・チーと会談し、ヤンゴンとマンダレーを結ぶ鉄道建設などを中心としたプロジェクトに円借款で1,250億円の経済援助を決めた（『日本経済新聞』2016年9月8日）。ミャンマー新政権には中国等も接近しており、経済援助で先行し関係強化を図っている。これはとりもなおさずミャンマーを重要視していくひとつの代表例である。ASEANの結節点の要衝という位置づけもある。

それに加え、第2に制度面でいかに地域連携が行われているのかについて検討した。

FTA・EPAのみならずいわゆるメガFTAと呼ばれるTPP、RCEP等について考察をした。そして、そこにいかにWTOが関わり今後の課題としてなげられるのかを検討した。

これは広域のFTAを構築し、貿易・投資の自由化と幅広い分野の経済連携を目指す構想である。

TPPは2016年2月に署名が行われ、TPPの発効とRCEPの合意がアジアの経済統合の現在の課題である。RCEPが締結できれば、FTAAPが次の課題となり、TPPとRCEPの統合がその道筋といわれてきた。高いレベルの自由化に慎重なインドやカンボジア、ラオス、ミャンマーなどの参加は当面は難しい。また、TPPの発効の見通しも米国の大統領候補者2名がTPPに反対しているため不透明である。2017年に交代する次期米国大統領について現在（2016年9月10日現在）においては決定していないがいずれも批准等が難航するのではないかと危惧されている。

また、南シナ海の領有権問題等により米中の関係も今後大きく影響してくる。この点をまとめてみる。

第一に、中国は南シナ海の領有権問題においてフィリピン、ベトナム、インドネシア等と関係悪化しているのは周知のとおりである。フィリピンは四半世紀ぶりにクラーク空軍基地、スービック海軍基地等にフリゲート艦を配備し米軍とも協力態勢をとる姿勢を示している。

インドネシアも2016年8月16日の新聞報道ではカリマンタン島北西のナトゥナ諸島において監視を強化している。

このような政治的関係性のなかで、経済において米国主導のTPPに中国は参加をしていくのか。

参加する条件とすれば米国は中国に対していわゆる国家資本主義の再考を要求することになると考えられる。

RCEPはTPPへの対抗策ということになるのだろうが、元来ASEANが提唱したこのRCEPをASEAN諸国は対中国という視点でまとまれるかが課題である。2016年9月8日の東アジア首脳会議においても議長国ラオスとともにカンボジアは中国に遠慮し、2016年7月12日の南シナ海のハーグ仲裁判決の遵守を盛り込めない状況であった（『日本経済新聞』2016年9月9日）。日米のみがこのハーグ判決の遵守を迫ったが、当事国のフィリピンでさえ態度を決められていない。前アキノ大統領が反中の急先鋒で強硬であったにも関わらず、ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）新大統領になってからのフィリピンは、反中か親中かのスタンスが不明瞭である。ブルネイ、インドネシアは反中という姿勢である。ASEANがまとまれない状況では今後の中国の南シナ海の不当な実効支配への対抗策の欠如を示唆している。今後日米等が当該地域へ積極的に関与しASEANといかに協力をしていくのか模索しなければならない現実にあることを痛感させられる。

RCEPに参加している16カ国の投資関連協定の締結状況に関しては、ASEANはASEAN包括的投資協定（ACIA）を2012年に発効した。ACIAは投資保護及び投資自由化並びに円滑化と促進を目的としている。投資前の内国民待遇<sup>(注22)</sup>、パフォーマンス要求の禁止、ISDSを含む全49条の文字通り包括的な投資協定である<sup>(注23)</sup>。

政治的に中国によりもたらされている新しい動向に関し

て、今後東アジアの地域統合にどのように影響するか、するとすればいかなる点なのか、今後注目していく必要がある。

第2に、それに加えTPPとRCEPがよりよく連携し企業等が進出しやすい環境づくりが望まれている。

現在のFTAのなかでは、TPPが唯一のFTAAPに至る4つの要素（参加国がAPECメンバーである。それに加え自由参加型で高水準かつ拘束性）を兼ね備えているものである。今後、APECの全てのエコノミーがTPPに参加すれば、FTAAPが実現されることになる。換言するならば、TPPの拡大がFTAAP実現に向けた最も現実的な道筋と言える。

第3に、WTOとFTAの折衷をいかに求めていくかである。もともとFTAはWTOの遅滞等の背景からできたものである。それをメガFTAと広げ、WTOメンバーへいかに波及できるか。

そのための制度設計が今後望まれてくる。換言すれば、WTOによるFTAネットワークの構築である。

ここでの課題は、松下（2015）の指摘するように第一にリーダーシップを誰がとるのか、第2の課題としてメガFTAが形成途上であり進行中であることを鑑みるといつできるのかが不明である。メガFTAが形成され定着し制度化する傾向が明確化して問題点の抽出が行われてからということになる<sup>(注24)</sup>。

FTAAPへとつながる課題を引き続き注視したい。

## 注

- (注1) 高橋俊樹「中国の東アジア経済共同体構想とRCEP（その2）」2016.08.08『世界経済評論IMPACT』（<http://www.world-economic-review.jp/impact/article689.html>）
- (注2) 『日本経済新聞』2016年6月23日
- (注3) 『日本経済新聞』2016年8月12日
- (注4) 『日本経済新聞』2016年5月17日
- (注5) マング・マング・ルイン「ミャンマーにおける政治経済的課題のマスターキー：独立後70年の回顧と希望の未来」2016.07.19『世界経済評論IMPACT』（<http://www.world-economic-review.jp/impact/article671.html>）
- (注6) 『日本経済新聞』2016年7月9日
- (注7) 『日本経済新聞』2016年8月10日
- (注8) 『日本経済新聞』2016年7月9日
- (注9) Baldwin, Richard E., "The Cause of Regionalism" *World Economy*, 20 (7) 1997, pp.865-888



- (注10) Pekkassen, Saadia M., "Bilateralism, Multilateralism or Regionalism? Japan's Trade Forum Choices" *Journal of East Asian Studies*, 5 (2005) pp. 77-103
- (注11) 中川淳二「対外経済政策—日米構造協議から東アジア共同体へ」東京大学社会科学研究所編『失われた10年を超えて(Ⅱ)小泉改革への時代』東京大学出版会, 327ページ, 典拠: 関沢洋一『東京大学社会科学研究所研究シリーズNo.26 日本のFTA政策: その政治過程の分析』東京大学社会科学研究所, 2008年, 40~41ページ
- (注12) 白石隆「広域FTAの時代①付加価値の「分配」最大化を」『日本経済新聞』2013年8月16日
- (注13) 松下満雄「メガFTA時代におけるWTOの役割—WTOによるFTAネットワーク構築のすすめ—」『季刊 国際貿易と投資』100号記念増刊号, 一般財団法人 国際貿易投資研究所, 2015年10月, 1~13ページ
- (注14) 木村福成「やさしい経済学 国際貿易とTPPの基礎③」『日本経済新聞』2016年5月26日
- (注15) 石川幸一「アジアの地域統合の進展と展望」平川均・石川幸一・山本博史・矢野修一・小原篤次・小林尚朗編著『新・アジア経済論—中国とアジア・コンセンサスの模索—』文眞堂, 2016年, 33~46ページ
- (注16) 大木博巳「日本のTPP貿易, RCEP貿易~TPPによる対米輸出の影響~」『季刊 国際貿易と投資』2016年夏号 (No.104) (一般財団法人 国際貿易投資研究所, 2016年, 91~94ページ)
- (注17) ガネシャン・ヴィグナラジャ寄稿コラム「TPP, RCEPの効果」『日本経済新聞』2016年6月24日
- (注18) ニュージーランド政府の2016年8月発表<https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/agreements-under-negotiation/rcep/>
- (注19) 石川幸一「RCEPの交渉状況と課題」『フラッシュ285』一般財団法人 国際貿易投資研究所HP, 2016年8月16日, <http://www.iti.or.jp/flash285.htm>
- (注20) 石川幸一「RCEPの交渉状況と課題」『フラッシュ285』一般財団法人 国際貿易投資研究所HP, 2016年8月16日, <http://www.iti.or.jp/flash285.htm>
- (注21) 木村福成「やさしい経済学 国際貿易とTPPの基礎⑩」『日本経済新聞』2016年6月6日
- (注22) 内国民待遇とは、協定において相手国の投資家（あるいは投資企業）と投資財産に対し自国の投資家（あるいは投資企業）及び投資財産よりも不利でない待遇（同等の待遇）を与えるという規定
- (注23) 石川幸一「東アジアの投資関連協定とRCEP投資交渉への期待」一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) HPフラッシュ289 (<http://www.iti.or.jp/flash289.htm>) 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI), 2016年9月1日
- (注24) 松下満雄「メガFTA時代におけるWTOの役割—WTOによるFTAネットワーク構築のすすめ—」『季刊 国際貿易と投資』100号記念増刊号, 一般財団法人 国際貿易投資研究所, 2015年10月, 1~13ページ

## 【主要参考文献】

岩田伸人『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』(上)『貿易と関税』2014年11月号, 2015年

岩田伸人『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』(下)『貿易と関税』2015年4月号, 2015年

上野麻子『GATT 第24条の規律明確化に与える示唆』REITI (経済産業研究所), 2007年

内閣官房TPP政府対策本部「TPP協定交渉について」[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/01/150121ver\\_siryou.pdf#search=%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC+%E3%83%A1%E3%82%ACFTA](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/01/150121ver_siryou.pdf#search=%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC+%E3%83%A1%E3%82%ACFTA)

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)『世界経済の潮流 2016年Ⅰ (2016年上半期世界経済報告)世界経済の直面するリスクと課題』2016年8月

OECD : Economic Outlook 各年版 <http://www.oecd.org/>

Richard Baldwin, "Global supply chains : why they emerged, why they matter, and where they are going" Deborah K.Elms and Patrick Low eds., *Global value chains in a changing world*, WTO publications, 2013, p.37

([https://www.wto.org/english/res\\_e/booksp\\_e/aid4tradeglobalvalue13\\_e.pdf#search='R.+Baldwin+JETRO%2FWTO2013.7'](https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/aid4tradeglobalvalue13_e.pdf#search='R.+Baldwin+JETRO%2FWTO2013.7'))

UNCTAD : *Bilateral FDI Statistics* 各年版 (<http://unctad.org/en/Pages/Home.aspx>)

World Bank *Economic Integration in the GCC 2010* (<http://documents.worldbank.org/curated/en/2010/10/12915910/economicintegration>)

World Bank *Evaluation of the EU-TURKEY Customs Union* (Report No.85830-TR), 2014

WTO *Tariff Database* 各年版 (<http://tariffdata.wto.org/>)

Yasui, T., *Customs Administrations Operating Under Customs Union Systems* (WCO Research Paper No. 29), January 2014